

倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、県民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人徳島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、各種委員会等委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに公益財団法人日本スポーツ協会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は以下のとおりとする。

- (1) 評議員とは本会定款第17条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは本会定款第31条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは本会定款第38条に規定する名誉会長、顧問及び参与をいう。
- (4) 各種委員会等委員とは本会定款第47条に規定する各種専門委員会等の委員をいう。
- (5) 職員とは、本会定款第48条に規定する事務局職員（臨時職員、非常勤嘱託職員を含む。）をいう。
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、法令に定めるもののほか、本会の定款及び関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人徳島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要綱等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理に関する所掌)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会の倫理・コンプライアンス委員会が役職員等及び登録者等の綱紀粛正の推進及び関係規程の遵守に関することを所掌する。ただし、この委員会については、総務委員会をもって充てることができるものとする。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、前項の委員会に出席し意見を述べることができる。

(違反した場合の対処)

第6条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理・コンプライ

アンス担当理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等及び登録者等が本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員等の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第 18 条及び第 36 条に基づき厳正に必要な措置をとるものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会等委員の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会職員就業規程に基づき、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。
- (4) 登録者等については、公益財団法人日本スポーツ協会の定めるところとし、本会において処分を決定する場合においては、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、厳正に必要な措置をとるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改定して施行する。